

第2章 富山市の文化財の概要

1 指定等文化財

(1) 類型別件数

令和8年(2026)8月現在、文化財保護法、富山県文化財保護条例、富山市文化財保護条例に基いた指定等文化財は下の表のとおりです。このうち所在地が本市にあるものは265件です。ほかに地域を定めずに指定されている天然記念物として、本市に生息する動物や本市近海の海面に生息するホタルイカ群遊海面があり、これらを含めると全部で270件あります。

なお、文化財の保存技術に選定されているものはありません。

【類型別指定等文化財件数（令和8年(2026)8月現在）】

類 型			国			県		市	計
			指定 選定	選択	登録	指定	登録	指定	
有形文化財	建造物		4	-	38	0	-	6	48
	美術工芸品	絵画	2	-	0	6	-	17	25
		彫刻	2	-	0	13	-	28	43
		工芸品	6	-	0	10	-	23	39
		書跡・典籍	1	-	0	0	-	10	11
		古文書	0	-	0	2	-	14	16
		考古資料	2	-	1	4	-	1	8
		歴史資料	0	-	0	0	-	1	1
無形文化財		0	0	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	1	-	0	1	-	2	4	
	無形の民俗文化財	1	0	0	0	1	5	7	
記念物	遺跡	4	-	0	3	-	17	24	
	名勝地	0	-	0	0	-	0	0	
	動物※ ¹ ・植物・地質鉱物	9	-	0	10	-	25	44	
文化的景観			0	-	-	-	-	0	
伝統的建造物群			0	-	-	-	-	0	
合計			32	0	39	49	1	149	270

注1：動物の中には、次の天然記念物を含む。ホタルイカ群遊海面・ライチョウ・カモシカ（以上、国特別天然記念物）・ヤマネ（国天然記念物）・クモマツマキチョウ（県天然記念物）

注2：表中、「0」と記載されているものは、該当する文化財が0件のもの、「-」は制度がないもの

※本素案は、令和8年6月現在の数値を掲載しています。
成案で、令和8年8月現在の数値に更新します。

(2) 地域別件数

指定等文化財は地域別に分類すると、次ページの表のとおりです。このうち富山地域の指定等文化財は、富山県埋蔵文化財センターが所蔵・管理する、本市ゆかりでない他市町村出土の考古資料も含みます。また、国登録有形文化財のうち、建造物は1棟ごとに登録されています。

市指定文化財は、平成17年(2005)合併前の旧市町村時代に指定されたものが多く、指

定の件数や類型別の割合にばらつきがみられます。これは指定の基準や方針が異なっていたためと考えられます。

【地域別・指定登録別指定等文化財件数（令和 8 年(2026)8 月現在）】

指定・登録別	富山	大沢野	大山	八尾	婦中	山田	細入	計
国指定	15	1	4	1	5	0	2	28
県指定	23	4	10	6	3	1	1	48
市指定	22	8	15	57	10	15	22	149
国登録	35	1	3	0	0	0	0	39
県登録	0	0	0	0	0	0	1	1
計	95	14	32	64	18	16	26	265

【地域別・類型別指定等文化財件数（令和 8 年(2026)8 月現在）】

類 型			富山	大沢野	大山	八尾	婦中	山田	細入	計
有形文化財	建造物		39	2	5	0	0	2	0	48
	美術工芸品	絵画	11	1	3	5	1	1	3	25
		彫刻	8	1	7	10	7	2	8	43
		工芸品	14	0	4	16	3	0	2	39
		書跡・典籍	1	0	0	8	0	0	2	11
		古文書	3	1	0	8	1	0	3	16
		考古資料	7	1	0	0	0	0	0	8
		歴史資料	0	0	0	0	1	0	0	1
民俗文化財	有形の民俗文化財		1	1	1	1	0	0	0	4
	無形の民俗文化財		2	2	0	1	1	0	1	7
記念物	遺跡		4	1	5	5	3	1	5	24
	動物・植物・地質鉱物		5	4	7	10	1	10	2	39
合 計			95	14	32	64	18	16	26	265

注 1：上記 2 表に地域を定めない天然記念物は含まれていない。

注 2：2 地域にまたがる横山楡原衝上断層（国指定）は細入地域、笹津橋（国登録）は大沢野地域に計上した。

※本素案は、令和 8 年 6 月現在の数値を掲載しています。
成案で、令和 8 年 8 月現在の数値に更新します。

2 未指定文化財

本計画の作成にあたり、本市に所在する未指定文化財を国・県・市が実施した把握調査等から抽出・整理しました。その結果、次のとおり、令和 8 年(2026)8 月現在、8,692 件の未指定文化財を把握しました。

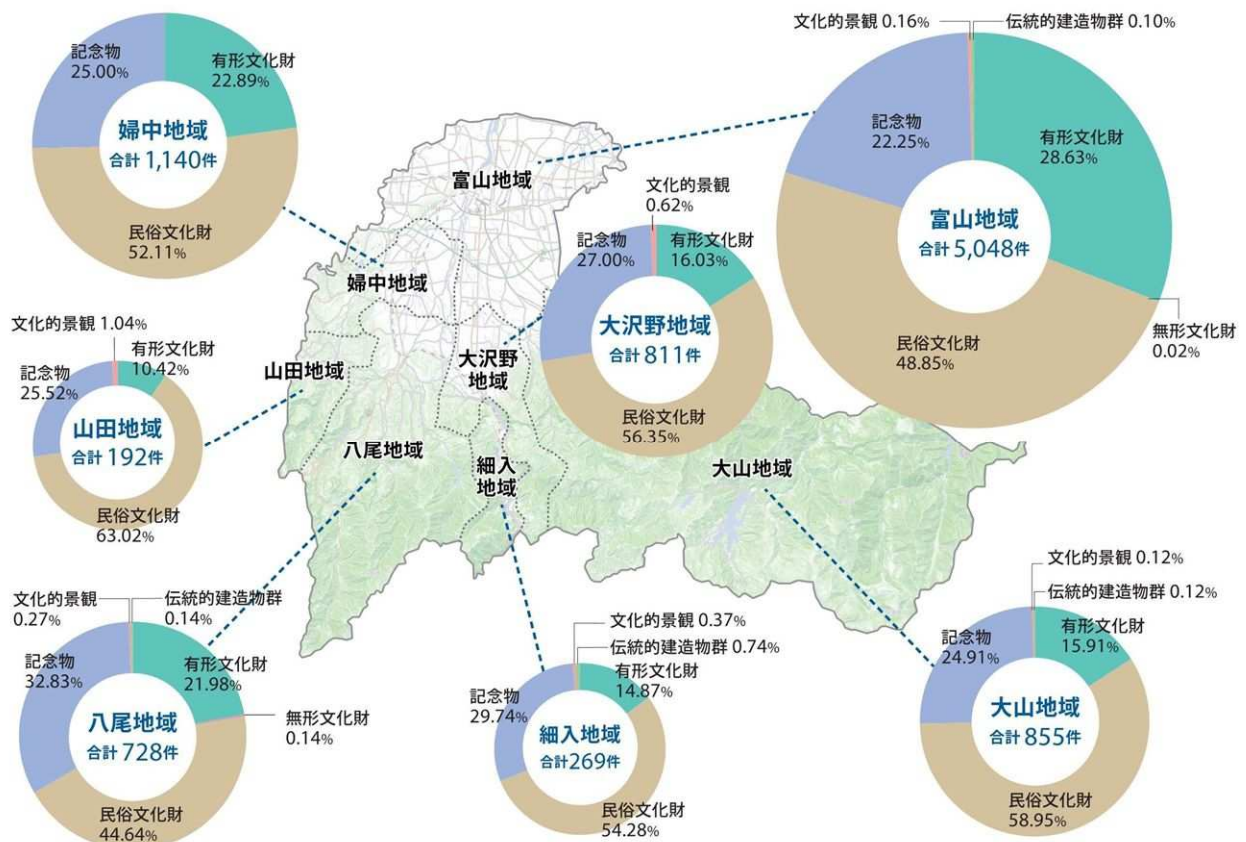
※本素案は、令和8年6月現在の
数値を掲載しています。
成案で、令和8年8月現在の数
値に更新します。

【地域別・類型別未指定文化財把握件数（令和8年(2026)8月現在）】

類型		富山	大沢野	大山	八尾	婦中	山田	細入	総数 (重複のぞく)
有形文化財	建造物	218	26	45	59	30	10	9	396
	美術	118	1	1	11	11	1	1	144
	彫刻	50	3	0	4	7	0	1	65
	工芸品	20	0	1	2	3	0	0	26
	書跡・典籍	22	0	0	1	3	0	0	26
	古文書	78	7	8	11	60	0	9	173
	考古資料	557	63	62	63	93	8	13	842
	歴史資料	382	30	19	9	54	1	7	496
無形文化財		1	0	0	1	0	0	0	2
民俗文化財	有形の民俗文化財	2065	275	440	153	274	60	78	3264
	無形の民俗文化財	401	182	64	172	320	61	68	1073
記念物	遺跡	1056	181	143	182	254	35	59	1875
	名勝地	9	6	2	1	2	1	1	21
	動物・植物・地質鉱物	58	32	68	56	29	13	20	261
文化的景観		8	5	1	2	0	2	1	19
伝統的建造物群		5	0	1	1	0	0	2	9
地域別計		5048	811	855	728	1140	192	269	8692

注：複数の地域にまたがる文化財は、地域別の件数では各地域で計上しており、総数では1件と計上している。そのため、地域別件数の合計と総数は一致しない。

【地域別・類型別未指定文化財構成図（令和8年（2026）8月現在）】



地理院地図（国土地理院）および未指定文化財の件数(令和8年8月現在)をもとに作成

3 類型ごとの概要と特徴

類型ごとの文化財の概要と特徴について、指定等文化財を中心に紹介します。

※以下、指定区分を記さない文化財は未指定文化財。

(1) 有形文化財

① 建造物

建造物の指定等文化財は48件あります。

指定等文化財の建造物でもっとも多いのが民家建築です。なかでも、浮田家住宅(国指定)や竹島家住宅(市指定)、旧内山家住宅(国登録)といった加賀藩奥山廻役や富山藩十村役を務めた家の邸宅をはじめとする富山平野の農家住宅が、付属の建物とあわせて多く指定等を受けています。山地の農家住宅は、山田村歴史民俗資料館(山田地域・市指定)があります。

北前船の港町として栄えた東岩瀬は、旧森家住宅(国指定)や旧馬場家住宅(国登録)といった北前船主・廻船問屋の邸宅が蔵などとともに残っています。また、新庄に、薬種問屋の商家であった旧金岡家住宅(国登録)があります。

近代化の様子を示す建造物も多く、特に本市の代表的な河川である神通川や常願寺川にまつわる建造物が複数残っています。神通川右岸の富岩運河水閘施設(中島閘門)(国指定)は、昭和の土木構造物として全国で初めて指定された重要文化財です。

運河の開削は昭和時代初期の富山都市計画事業として行われ、あわせて市街地の旧神通川廃川地の埋立も行われました。この埋立地に富山県庁舎本館や富山電気ビルディング(いずれも国登録)といった鉄筋コンクリート建築が建てられました。また、埋立地に架けられた桜橋や神通川上流の笹津橋(大沢野地域・細入地域)も国登録有形文化財となってい



竹島家住宅
(写真提供：竹島 精一)



山田村歴史民俗資料館



旧森家住宅

ます。

常願寺川に関係する文化財として、砂防工事で設置された常願寺川砂防施設（国指定）のほか、富山県営電気事業で建てられた上滝発電所・松ノ木発電所・中地山発電所（国登録）があります。

戦後の建造物として、戦後復興のシンボルである富山市郷土博物館（富山城）（国登録）や北陸銀行本店（富山地域・国登録）があります。



富山県庁舎本館
（写真提供：富山県教育委員会）

指定等文化財となっている建造物は上記のほか、宝寿院の山門（大山地域・市指定）や玄猿楼の薬師堂（山田地域・市指定）といった社寺や、黒田家長屋門（大沢野地域・市指定）や千歳御門（埋門）（富山地域・市指定）といった富山城や城下町に関するものがあります。

未指定文化財は、山地の農家住宅である富山市民芸合掌館および富山市民俗資料館（いずれも民俗民芸村内にあり、元は山田地域）、北前船主・廻船問屋の邸宅の旧米田家住宅（富山地域）、売薬商の土蔵であった旧密田家土蔵（売薬資料館別館）（富山地域）、牛ヶ首用水を活用した牛ヶ首用水発電所群などがあります。

② 美術工芸品

美術工芸品の指定等文化財は 143 件あります。

・絵画

絵画の指定等文化財は 25 件あり、本法寺の絹本 著色法華経曼荼羅図（八尾地域・国指定）や、元は大山地域の福円寺にあった絹本 著色三千仏図（大沢野・大山地域・県指定）など、信仰にまつわるものがその中心です。

また、八幡社の長谷川等叔筆 絵馬（八尾地域・市指定）や、富山藩絵師山下守胤筆の正源寺の鳴瀧（市指定）、同じく藩絵師木村立嶽筆の千歳御殿図の屏風（富山地域・市指定）など、本市ゆかりの人物による絵画もあります。公益財団法人秋水美術館は、紙本 著色三十六歌仙切（重之）佐竹家伝来（富山地域・国指定）を収蔵しています。

未指定文化財は、木村立嶽や篁牛人をはじめとする本市出身作家の絵画作品などがあります。



絹本著色法華経曼荼羅図
（本法寺）
（写真提供：富山県教育委員会）

・彫刻

彫刻の指定等文化財は43件で、古代に造られた常楽寺の木造十一面観音立像・木造聖観音立像（いずれも国指定）や立蔵社神像（大山地域・市指定）などの仏像・神像等が各地で守り伝えられています。また、加賀沢白山社の白山妙理大権現（円空）（細入地域・市指定）や善導寺の木造楊柳観音像（婦中地域・市指定）など、円空作といわれるものが複数伝承されています。くわえて、富山県は獅子舞が盛んな地域で、室町時代に造られた県最古の木造獅子頭（県指定・八尾地域）が残っています。

未指定文化財は、寺社で受け継がれてきた仏像や神像が多くあります。



（写真左から）木造十一面観音立像・木造聖観音立像（常楽寺）
（写真提供：富山県教育委員会）

・工芸品

工芸品の指定等文化財は39件あり、刀剣が多く指定を受けています。公益財団法人秋水美術館は、太刀 銘 一助成（富山地域・国指定）など重要文化財の名刀を収蔵・展示しています。

また、越中丸山焼や越中石戸焼といった江戸時代に開窯された八尾地域の陶磁器が市指定文化財となっているほか、宝寿院の木造彫刻棟札（大山地域・県指定）、大川寺の千手観音懸仏（大山地域・市指定）、加賀沢白山社の鰐口（細入地域・市指定）など、信仰にまつわるものが指定を受けています。

未指定文化財は、江戸時代に富山藩の進物としても用いられた杣田青貝細工や、中島奎堂や山崎寛太郎といった本市出身の工芸家の作品などがあります。

・書跡・典籍

書跡・典籍の指定等文化財は11件で、海岸寺の仏祖正伝菩薩戒教授文（富山地域・国指定）など信仰にまつわるものや、摩島松南筆 書巻物（八尾地域・市指定）といった本市ゆかりの人物によるものが指定を受けています。

未指定文化財は、富山藩主の書などがあります。



仏祖正伝菩薩戒教授文（海岸寺）
（写真提供：富山県教育委員会）

・古文書

古文書の指定等文化財は16件で、玉永寺文書（富山地域・県指定）、聞名寺文書・聞名寺古文書（八尾地域・県指定・市指定）など、信仰や寺院の政治的・文化的・社会的役割を示すものが中心です。

また、「外山（富山）」の地名の初出史料である吉見詮頼地頭職寄進状（富山地域・市指定）や来迎寺の神保長職禁制（富山地域・市指定）のほか、富山藩西猪谷御関所文書（細入地域・市指定）、村御印（八尾地域・市指定）など、中世から近世の支配に関する古文書が指定を受けています。

未指定文化財は、浮田家文書や宮城家文書（いずれも富山地域）など郷土博物館所蔵の家文書のほか、旧市町村史編纂時の調査により目録化されたものがあります。

・考古資料

考古資料の指定等文化財は8件あります。このうち国指定・国登録・県指定の7件は、富山県埋蔵文化財センターが所蔵または管理している本市内外の遺跡から出土した資料です。このうち本市に関係するものは、直坂Ⅰ遺跡出土品（大沢野地域・国指定）、北代遺跡・布尻遺跡（大沢野地域）等の資料を含む越中地域考古資料（早川荘作蒐集品）（国登録）があります。このほか、市指定として水橋館町出土とされる遮光器土偶（富山地域）があります。

未指定文化財もこれまでの調査で多数確認されています。主な資料として、富山城跡遺物（富山地域）、八木山大野遺跡遺物（大沢野地域）、翠尾Ⅰ遺跡遺物（八尾地域）、友坂遺跡遺物（婦中地域）などがあり、先人たちの営みを伝える重要な手がかりとなっています。



越中地域考古資料
（早川荘作蒐集品）
富山県埋蔵文化財センター蔵

・歴史資料

歴史資料の指定等文化財は1件で、富山藩2代藩主前田正甫直筆の前田正甫各願寺観花の詠（婦中地域・市指定）が市指定を受けています。

未指定文化財は、近世富山城下町の神通川船橋の名残りをとどめる神通川船橋常夜灯（富山地域）や富山市公文書館が管理する歴史資料として重要な公文書、ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）の旧蔵書と手書き原稿からなる、ヘルン文庫などがあります。

（２）無形文化財

本市に指定等を受けた無形文化財はありませんが、八尾和紙（八尾地域）を含む越中和紙が国指定伝統工芸品（経済産業大臣指定）に、また富山木象嵌（富山地域）が県指定伝統工芸品になっています。

（３）民俗文化財

① 有形の民俗文化財

有形の民俗文化財の指定等文化財は４件あります。本市を代表する産業である売薬業にかかわる富山の売薬用具（富山地域・国指定）や、江戸時代から続く八尾町祭礼曳山（八尾地域・県指定）や有峰の狛犬（大山地域・市指定）など、各地に生業・祭礼・信仰に関する民俗文化財が残っています。

未指定文化財は、いたち川沿いの地蔵尊や飛騨街道筋に残る石仏など石造物が多く確認されているほか、生産用具・生活用具といった民具も収集されています。本市が収集した民具は農機具が多く含まれますが、そのなかの三塚犁は、明治時代に本市内で考案され、東北地方へも伝わったことが知られています。

② 無形の民俗文化財

無形の民俗文化財の指定等文化財は７件あります。越中の稚児舞（婦中地域ほか・国指定）は、古くに上方系の舞楽が地方化したもので、県内の３件の稚児舞が重要無形民俗文化財となっています。このうち本市では、熊野神社の稚児舞が指定されています。

また、布尻・町長お鋤さま祭り（大沢野地域・市指定）、蚕養宮（八尾地域・市指定）、岩瀬まだら（富山地域・市指定）といった、地域に根差した祭礼や信仰、民謡が指定を受けています。年中行事として、豊作を祈願する農耕儀礼のお鋤様（細入地域）が県登録を受けています。

未指定文化財は、市内各地で伝承される多様な伝統行事があります。特に、春・秋の祭礼などで演じられる獅子舞は今も県内で広く行われています。地域によって共通点や相違点がみられ、近隣の村から習い伝わったという伝承が残っている地域もあります。

このほか、100年フードの認定を受けているます寿し（富山地域）や板のない蒲鉾など、富山ならではの食文化も残っています。また、県指定伝統工芸品になっている郷土



八尾和紙（制作技術）
（写真提供：（有）桂樹舎）



八尾町祭礼曳山

玩具のとやま土人形^{つちにんぎょう}の制作技術もあります。

そのほか、地域に伝わる伝承がこれまで多く調査・収集されてきました。必ずしも史実と言えないものもありますが、地域に残る伝承は、その地に根付く生活文化や人々の経験を背景に、地域らしさを表すものです。

(4) 記念物

① 遺跡（埋蔵文化財含む）

遺跡の指定等文化財は 24 件あります。旧石器時代から江戸時代まで幅広く認められ、その種類也多岐にわたります。例えば、直坂遺跡（国指定）や北代遺跡（国指定）といった集落跡、王塚・千坊山遺跡群（国指定）に代表される墳丘墓・古墳、金草第一古窯跡（県指定）などの窯跡、安田城跡（国指定）や大道城跡^{おおどうじょうあと}（八尾地域・市指定）といった城跡などです。

周知の埋蔵文化財包蔵地は 1,052 件あります。時期や種類の多様性はもとより、分布範囲も本市の豊かな自然環境を反映して、海底^{よかたおきかいてい}（四方沖海底遺跡）から高峰^{やくしだけさんちょう}（薬師岳山頂遺跡）まで及びます。

周知されたものの以外の未指定文化財は、街道（北陸街道・飛騨街道・立山街道など）や用水（牛ヶ首用水^{ふなぐらの}・舟倉野用水など）、墓碑、寺社などが挙げられます。

② 名勝地

現在、本市に指定等を受けた名勝地はありませんが、県定公園になっている神通峡^{うしだけ}（大沢野・細入地域）や牛岳（山田地域）などの自然的景勝地のほか、昭和 5 年（1930）に造成された寺家公園^{じけ}（大沢野地域）や、松川といたち川の桜並木（富山地域）など、人々の手によって整えられた名勝地が各地にあります。

③ 動物・植物・地質鉱物

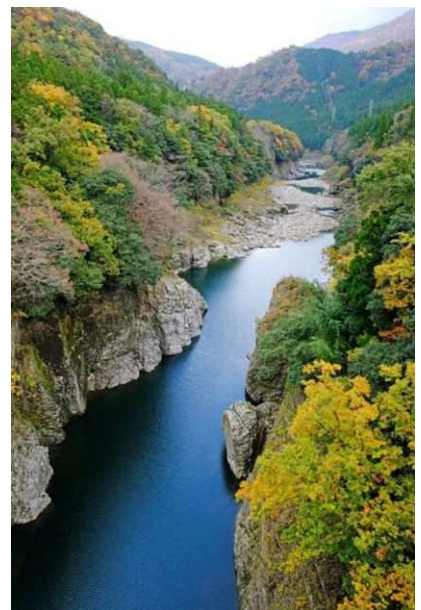
動物・植物・地質鉱物の指定等文化財は全部で 44 件あ



熊野神社の稚児舞（越中の稚児舞）



本市最高所の遺跡、薬師岳山頂遺跡



神通峡

ります。

動物のうち、国の特別天然記念物または天然記念物に指定され、本市に関係するものとして、ホタルイカ群遊海面、ライチョウ、カモシカ、ヤマネ、県の指定としてクモマツマキチョウがあります。

植物は、江戸時代の浜街道の面影を残す^{はまくろさき}浜黒崎の松並木（富山地域・県指定）や、航海の目印として、また、安全を祈る聖樹として親しまれてきた西岩瀬諏訪社の大けやき（富山地域・県指定）、内陸地の低地では珍しい寺家のアカガシ林（大沢野地域・県指定）、標高の低い位置に群生する小井波の水芭蕉（八尾地域・市指定）など、本市の歴史的特徴や自然的特徴を示す巨樹や植物群があります。



薬師岳の圏谷群
（写真提供：富山市観光協会）

地質鉱物は、薬師岳の^{けんこく}圏谷群（大山地域）が国の特別天然記念物になっています。また、神通川沿いに露頭する猪谷の^{はいしや}背斜・^{こうしや}向斜（細入地域）と横山^{よこやま}楡原^{いはら}衝上^{しょうじやう}断層（大沢野地域・細入地域）、大山地域で安政5年（1858）の飛越地震の震源となった真川の跡津川断層と立山の火山活動に関係する新湯の玉滴石産地が国の天然記念物となっています。このほか、呉羽丘陵の形成や神通川の流路の変化の歴史を伝える友坂の^{にじゅうふせいこう}二重不整合（婦中地域・県指定）、神通川の河岸段丘にある天狗平の化石層（八尾地域・市指定）、神通川水系の野積川・仁歩川の合流地点の河床にみえる高熊カキ貝化石床（八尾地域・市指定）があります。

未指定文化財は、安政5年（1858）の飛越地震により常願寺川上流から流れてきた巨石（大場の大転石、西番の大転石（いずれも富山地域）など）や、亀谷の恐竜足跡化石発掘地（大山地域）などがあります。

（５）文化的景観

本市に国選定の文化的景観はありません。未指定の文化的景観は、^{みのり}三乗の棚田（八尾地域）や呉羽山の梨畑景観（富山地域）といった農業景観や、いたち川の湧水群（富山地域）などがあります。

（６）伝統的建造物群

本市に国選定の伝統的建造物群はありません。未指定文化財は、江戸時代に交易拠点としてにぎわった八尾町の諏訪町本通りの町並み（八尾地域）や東岩瀬町地区の町並み（富山地域）などの歴史的町並みがあります。

4 関連する制度

(1) 日本遺産：荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～

「日本遺産 (Japan Heritage)」は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものです。

「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」は、平成 29 年(2017)に認定を受け、北前船の寄港地・船主集落であった本市は平成 30 年 (2018) に追加認定を受けました。令和 8 年(2026) 8 月末現在で、認定自治体数は 52 市町となっています。

① 認定自治体

北海道おたるし小樽市、いしかりし石狩市、はこだてし函館市、まつまえちよう松前町、のへじまち青森県野辺地町、あじがさわまち鯨ヶ沢町、ふかうらまち深浦町、秋田県
のしろし能代市、おがし男鹿市、あきたし秋田市、ゆりほんじようし由利本荘市、さかたしにかほ市、つるおかし山形県酒田市、さかたし鶴岡市、新潟県
にいがたし新潟市、さとし佐渡市、ながおかし長岡市、いずもぎまち出雲崎町、じようえつし上越市、むらかみし村上市、富山県富山市、高岡市、石川県
わじまし輪島市、しかまち志賀町、はくさんし金沢市、こまつし白山市、さかいし小松市、みなみえちぜんちよう加賀市、さかいし福井県坂井市、こうべし南越前町、
つるがし敦賀市、おぼまし小浜市、みはまちよう美浜町、みやづし京都府宮津市、いずみさのし大阪府大阪市、こうべし泉佐野市、こうべし兵庫県神戸市、
たかぎし高砂市、ひめじし姫路市、しんおんせんちようたつの市、あこうし新温泉町、すもとし赤穂市、とっとりし洲本市、はまだし鳥取県鳥取市、はまだし島根県浜田市、
くらしきし岡山県倉敷市、びぜんし備前市、おかやまし岡山市、たどつちよう香川県多度津町、おのみちし広島県尾道市、たけはらし竹原市、くれし呉市

② ストーリー

日本海や瀬戸内海沿岸には、山を風景の一部に取り込む港町が点々とみられます。そこには港に通じる小路こうじが随所に走り、通りには広大な商家や豪壮な船主屋敷が建っています。また、社寺には奉納された船の絵馬や模型が残り、京など遠方に起源がある祭礼が行われ、節回しの似た民謡が唄われています。

これらの港町は、荒波を越え、動く総合商社として巨万の富を生み、各地に繁栄をもたらした北前船の寄港地・船主集落で、時を重ねて彩られた異空間として今も人々を惹きつけてやみません。

③ 本市の構成文化財

文化財の名称	地域	指定等の状況
旧森家住宅	富山	国指定（建造物）
旧馬場家住宅主屋	富山	国登録（建造物）
旧馬場家住宅前蔵	富山	国登録（建造物）
旧馬場家住宅壺番蔵及び式番蔵	富山	国登録（建造物）
旧馬場家住宅米蔵	富山	国登録（建造物）
旧馬場家住宅西門及び西堀	富山	国登録（建造物）

岩瀬まだら	富山	市指定（無形の民俗文化財）
西岩瀬諏訪社の大けやき	富山	県指定（動物・植物・地質鉱物）

（２）日本ジオパーク：立山黒部ジオパーク 高低差 4000m口マン

「ジオパーク」は、地球科学的意義のあるサイトや景観が保護、教育、持続可能な開発のすべてを含んだ総合的な考え方によって管理された、1つにまとまったエリアのことです。日本ジオパーク委員会による「日本ジオパーク」認定制度があり、本市を含む富山県東部の9市町村が対象エリアである、「立山黒部ジオパーク」が平成26年（2014）に認定を受けています。

① 対象エリア（自治体）

富山市、魚津市、滑川市、黒部市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町

② 概要

富山県東部（富山市～朝日町）と富山湾を含む「立山黒部」は、3,000m級の北アルプスと、そこから流れ出る急流河川が作った広大な扇状地をもち、その先には深さ1,000mを超える富山湾が広がっています。

わずか数十キロの間に4,000mもの高低差をもつ地域は珍しく、その大地に過去38億年の歴史が刻まれています。

北アルプスに積もる雪、扇状地を流れる大河、地下水が流れ込む富山湾。水が形を変えながら「立山黒部」を繋げています。この大地と水の巡りによって様々な動植物が息づき、それに見合った文化が華咲きました。

立山黒部ジオパークは、山・川・海の大地とそれに関わる生き物環境や地域独特の文化をあわせもった地球遺産とも呼べる地域です。

③ ジオパークが紹介するサイト（見どころとして紹介されている箇所、本市分のみ）

分類	名称	地域	指定等の状況（空欄は未指定）
ジオサイト	大場の大転石	富山	
	福寿荘跡地横の呉羽山礫層	富山	
	横山楡原衝上断層	大沢野・細入	国指定（動物・植物・地質鉱物）
	薬師岳の圈谷群	大山	国指定特別（動物・植物・地質鉱物）
	真川の跡津川断層	大山	国指定（動物・植物・地質鉱物）
	新湯の玉滴石産地	大山	国指定（動物・植物・地質鉱物）
	恐竜足跡化石群露頭	大山	
	鳶崩れ跡	大山	

	掛畑の貝化石	八尾	
	友坂の二重不整合	婦中	県指定（動物・植物・地質鉱物）
自然サイト	ホタルイカ群遊海面	富山湾	国指定特別（動物・植物・地質鉱物）
	浜黒崎海岸	富山	
	岩瀬浜	富山	
	常願寺川河川敷のアキグミ林	大山	
	五色ヶ原	大山	
	有峰	大山	
	鷲羽岳	大山	
	祖父岳	大山	
	雲ノ平	大山	
	高天原	大山	
	太郎兵衛平	大山	
	白木峰	八尾	
文化サイト	北代遺跡	富山	国指定（遺跡）
	岩瀬の街並み	富山	
	小竹貝塚	富山	
	石倉町の延命地藏の水	富山	
	佐々堤	富山	
	常西合口用水	富山・大山	世界かんがい施設遺産
	直坂遺跡	大沢野	国指定（遺跡）
	杉谷四号墳（四隅突出型墳丘墓）	婦中	
	猪谷関跡	細入	県指定（遺跡）

（３）100 年フード：ます寿し

「100 年フード」は、文化庁が我が国の多様な食文化の継承・振興への機運を醸成するため、地域で世代を超えて受け継がれてきた食文化を認定するものです。

令和３年度(2021)に、本市の「ます寿し」が「伝統の100 年フード部門～江戸時代から続く郷土の料理～」で認定を受け、さらに有識者からの評価が特に高かったことから「有識者特別賞」を受けています。



ます寿し

（４）史跡に指定する価値を有する埋蔵文化財（指定相当の埋蔵文化財）：富山藩主前田家墓所

「史跡に指定する価値を有する埋蔵文化財（指定相当の埋蔵文化財）」は、文化庁が国史跡に指定する価値を有する埋蔵文化財を選定したもので、リストに登載し周知することで、開発事業計画との調整が見込まれるなど、適切な保護を図ることを目的としています。

本市の富山藩主前田家墓所が、令和５年(2023)に第１期リストに登載されました。

（５）世界かんがい施設遺産：常西合口用水

「世界かんがい施設遺産」は、かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資することを目的に、歴史的・技術的・社会的価値のある施設を国際かんがい排水委員会が認定・登録するものです。

本市は、常願寺川左岸の用水を合口化した常西合口用水が、令和２年(2020)に登録されています。



富山藩主前田家墓所・
初代利次公墓



常西合口用水

第3章 富山市の歴史文化の特性

第1章、第2章で見てきた本市の自然的・地理的環境や社会的状況、歴史的背景、文化財の概要をふまえ、本市の歴史文化の特性を以下の5つにまとめました。

【富山市の歴史文化の特性】

歴史文化の特性		
1	海拔 0m から 2,986m の営み	◆大地の記憶—富山のはじまり— ◆山里海の恵みが育む生業と信仰・祭礼
2	川と闘い、川と生きる	◆川の恵みを活かす ◆川がもたらす苦難に立ち向かう
3	海と陸の交流	◆海・陸の道と交流の足跡
4	くすりのまち富山	◆越中富山のくすり売りと関連産業
5	城下町から県都富山市へ	◆戦国動乱と富山築城 ◆都市富山の発展（近世～近現代）

1 海拔 0m から 2,986m の営み

本市域は、海拔 0m から 2,986m の水晶岳まで、多様な地形を有し、豊かな自然と美しい景観を各所にみることができます。また、北に面する富山湾は、1,000m を越える水深を有し、「天然の生け簀」と称されように豊かな海の恵みをもたらします。

こうした多様な自然環境の下、人びとのくらしや育んできた文化もまた多彩であり、今も各地に魅力的な歴史文化や文化財が多く残っています。

◆ 大地の記憶—富山のはじまり—

本市は、県域の中央部から南東部に位置し、県全体の面積の3割を占めます。北は富山湾、東は立山連峰、西は丘陵地帯、そして南は岐阜県境まで続く広大な森林地帯が広がっています。変化に富んだ地形は豊かな動植物を育み、各地に見られる地層や断層がその形成の歴史を伝えています。さらに、多様な地形を舞台に活躍した先人の足跡は、土の中に多くの遺跡として残されています。これら動植物や遺跡は、富山のはじまりを物語るいわば「大地の記憶」です。

富山市南東部は、立山連峰を含む雄大な地形が広がります。氷河の浸食によって生まれた薬師岳の圏谷群や、地殻変動の痕跡である真川の跡津川断層、地層が大きく波打つ猪谷の背斜・向斜など、学術上きわめて価値の高い地形が認められます。また、新湯の玉滴石産地のように立山の火山活動によって形成された地質鉱物もあります。

変化に富んだ地形は、独自の自然環境も育みました。県南部の山地は、寺家のアカガシ林や小井波の水芭蕉など貴重な植物が多くみられます。また、急流の常願寺川の洪水によって攪乱された中流域の礫河原はアキグミが多く生育しています。

本市に人が暮らし始めたのは約3万年前の旧石器時代に遡り、神通川中流域の台地に位

置する直坂遺跡は、その最古の証拠です。縄文時代は、前期にピークをむかえた海進によって旧放生津潟の周辺に日本海側最大級の小竹貝塚等が形成されました。中期は丘陵・台地に大規模集落が展開し、縄文文化が花開きました。弥生・古墳時代は呉羽丘陵周辺を中心に多くの墳墓・古墳が築かれました。代表的なものに、王塚・千坊山遺跡群に含まれ、山陰地域との日本海交流を示す四隅突出型墳丘墓、前方後方墳として県内第2位の規模を誇る勅使塚古墳などがあります。古代は、丘陵の豊かな木材資源などを背景に、製陶・製鉄といった生産活動が国や郡の管理のもと盛んに行われました。また、海に近い低地で、新川郡家にあたると考えられる米田大覚遺跡、水橋駅家にあたると考えられる水橋荒町・辻ヶ堂遺跡といった官衙遺跡が営まれました。

大地に刻まれた自然と文化の痕跡は、雄大な地形が生まれた理由を伝え、その環境の中で動植物や人が歩んできた歴史の黎明期^{れいめいき}を物語ります。



小竹貝塚の人骨出土状況
(富山県埋蔵文化財センター蔵)

◆ 山里海の恵みが育む生業と信仰・祭礼

本市の村々では、米作りのほか、各地の自然の恵みを活かした産業や生活文化が発展してきました。

山地は、林産物の生産や鉱山の開発のほか、製紙や養蚕などが長い間行われてきました。また、河川はアユ・マス・サケ漁が行われ、海辺の地域は漁業のほか、北前船交易による海の玄関口として栄えました。流通の拠点や交通の要所は、人やモノが行き交い発展しました。

そして各地に生業と関係する信仰や文化が今も残っています。たとえば、八尾町は蚕種の生産地であったことから、町内に蚕を祀った蚕養宮があります。また、当地はこうした産業の発展により、今に続く伝統行事など町人文化が花開きました。

春・秋の祭礼で演じられる獅子舞は今も県内で広く行われており、地域間の共通点と相違点



繭を模した蚕養宮の手水鉢



市内各地で継承される獅子舞
(写真提供：宮保獅子舞保存会)

から^{でんぱ}伝播の様子がみてとれます。

また、富山県は中世以来、浄土真宗の信仰が盛んな地で、本市にも真宗をはじめさまざまな社寺が点在し、地域に根差した多様な信仰や宗教美術が各地で大切に引き継がれています。古いものは、平安時代初期の制作と考えられる常楽寺木造十一面観音立像や木造聖観音立像があります。そのほか室町時代に始まったとされる薬師岳信仰は、人々の活動が富山屈指の高峰（2,926m）にまで及んでいたことを示しています。

2 川と闘い、川と生きる

本市を流れる大河川の神通川と常願寺川。これら河川は多くの恵みと苦難を住民にもたらしてきました。住民は絶え間ない努力により、水害や公害を乗り越え、さらには川を活かして、生活を潤し、まちを発展させてきました。

◆ 川の恵みを活かす

神通川・常願寺川水系は、長い時間をかけて壮大な自然景観を形成してきました。また、生活用水や水上交通としての利用をはじめ、漁業や農業、製紙業などの諸産業にとってもさまざまな恵みをもたらし、住民の生活に深く関わってきました。安田城跡や富山城跡など、河川を防御に活かして築かれた城郭もありました。神通川河口や常願寺川旧河口（現・白岩川河口）の港町は、北前船交易により栄えました。

江戸時代に開削された牛ヶ首用水や明治時代に合口化された常西合口用水など多くの用水は、今も本市の農業に欠かせない重要なかんがい施設です。また、江戸時代に神通川で獲れたアユを原料にして鮎鮓が作られました。この鮎鮓に由来するといわれるサクラマスを用いたます寿しは、現在富山の代表的な名産品です。

明治時代以降、豊富な水量を活かした水力発電所が各地で建設され、本市の工業化を支えました。常願寺川沿いや牛ヶ首用水で、大正～昭和時代初期に建設された発電所建屋が、今も現役で活用されています。



上滝発電所

◆ 川がもたらす苦難に立ち向かう

一方で、これらの河川は時に大災害を引き起こし、多くの人命や財産を奪いました。常願寺川周辺は古くから治水への祈りが行われていたほか、佐々堤や殿様林など水害対策の跡が残っています。

安政5年(1858)の飛越地震による常願寺川の大洪水の際、上流から流れてきた巨石は

今も現地に残り、その恐ろしさを伝えています。また、江戸時代に加賀藩奥山廻役を務めた浮田家の文書に治水に関する史料があります。

住民は常にこうした水害と闘い、治水に取り組んできました。神通川は氾濫の原因であった市街地の蛇行部分を直線化させる「馳越線工事」が行われ、旧流路の埋立地は富山県庁舎など近代化を象徴する建造物が建ち並び、東岩瀬港まで続く富岩運河が開削されました。また、常願寺川も流路の変更や改修工事が行われました。さらに上流域で砂防工事が行われ、昭和時代初期に常願寺川砂防施設が築かれました。

こうした水害のほか、神通川中下流域で発生したイタイイタイ病は、長い間患者やその家族を苦しめてきました。住民は原因企業を訴え、裁判は住民側の全面勝訴となりました。その後住民と原因企業の絶え間ない努力によって、現在神通川は再び美しい流れを取り戻しています。



大場の大転石

3 海と陸の交流

列島の日本海側のほぼ中央に位置する本市は、古来、海と陸を通じて各地と活発な交流を重ねてきました。

日本海を介した交流は弥生時代から確認でき、江戸～明治時代に日本海側を往来した北前船は物流の発展をもたらしました。陸路は縄文時代に飛騨等との交流がみられたほか、古代以降は東西交通の大動脈である北陸道が整備され、多くの人と物が往来した街道の跡が今も各地に残っています。

◆ 海・陸の道と交流の足跡

海を介した交流は古くから行われていたことがわかっています。呉羽丘陵周辺に築かれた弥生時代の四隅突出型墳丘墓は、山陰地域との日本海ルートによる交流を示す象徴的な墓制です。昭和49年(1974)に北陸地方で初めて発見された四隅突出型墳丘墓である杉谷4号墳は、日本海沿岸地域が注目されることになる大きな契機となりました。

また、19世紀初頭から明治時代は北前船交易が盛んでした。北前船は北海道から九州・大阪



北前船 船絵馬（富山県教育委員会蔵）

まで各地の港で取引しながら日本海・瀬戸内海を往来しました。北前船主の町として栄えた東岩瀬の民謡「岩瀬まだら」は、船乗りなどによって九州から伝えられたものと考えられており、北前船が物流の発展だけでなく、文化の伝播ももたらしたことを示しています。

陸路の往来は、古代以降、東西交通の大動脈として北陸道が整備されました。海岸に近い水橋荒町・辻ヶ堂遺跡は、『延喜式』に記された古代北陸道の「水橋駅家」と推定されています。中世は、常願寺川や神通川を横断する渡し舟があり、浜街道が主要ルートでした。

江戸時代は、海沿いの浜街道が加賀藩主のおうかんどう往還道となりました。浜黒崎の松並木は、当時の街道の景観を今に伝えています。また、小杉こすぎ



神通川船橋常夜灯（右岸）

（射水市）から呉羽丘陵を越え、富山城下町へ向かう道筋は、城下町の北西側で神通川の船橋を渡るものでした。川の両岸に建立された船橋常夜灯は、当時の神通川と街道の名残りととどめます。

一方、飛騨・東海方面につながる南北ルートの交流も重要でした。古く縄文時代に飛騨産出の下呂石げろいしが本市域に広く流通し、縄文土器に飛騨などとの交流がうかがわれます。戦国時代は、江馬氏えまや三木氏みつぎなどの飛騨の武将が越中に進出し、中地山城などの山城を築きました。天正12年(1584)、佐々成政が厳寒の北アルプスを越え、浜松にいた徳川家康のもとを訪れたという有名な「さらさら越え」も、ルートに諸説あるものの、陸路による往来の一側面を示す逸話といえます

また、神通川沿道の飛騨街道は、古くから越中と飛騨を結ぶ交流の道でした。江戸時代、神通川の右岸に加賀藩領の東街道、左岸に富山藩領の西街道があり、神通川に街道をつなぐ舟や籠かごの渡場が設けられました。越中と飛騨の国境でそれぞれ東猪谷関所・西猪谷関所が置かれました。西猪谷関所の先の宮川（神通川の上流）に設けられた蟹寺・かにでら谷の籠たにの渡し（細入地域）は、急崖きゅうがいの渡しとしてよく知られていました。越中から米や酒、塩などが飛騨へ送られ、富山湾で獲れた鰯ぶりは「越中鰯」として飛騨へ運ばれた後、さらに



蟹寺・谷の籠の渡し（「富山藩領山方絵巻」富山市郷土博物館蔵）

「飛騨鯿」として信州へも運ばれました。飛騨からは木材などが越中へ運ばれました。

4 くすりのまち富山

富山の売薬業は江戸時代以来 300 年以上の歴史をもつ産業です。富山のまちはこの売薬業をはじめ、製紙業や北前船による廻船業など「くすり」にまつわるさまざまな産業によって発展してきました。

◆ 越中富山のくすり売りに関連産業

富山といえば「くすり」といわれるほど、江戸時代以来、富山は売薬業によって発展してきました。その発展を支えたのは売薬業だけでなく、「くすり」にまつわるさまざまな産業とそこに携わる人たちでした。

たとえば、八尾地域や山田地域の山地の村々で生産された和紙は、薬の包装資材や進物として配る売薬版面に用いられました。北前船は大坂などから仕入れた薬種や得意先へ届ける薬、そして売薬人を運びました。また、売薬人と北前船によって薩摩へ運ばれた昆布は、そこからさらに琉球・清へ輸出されました。

このほか、売薬人は県外に富山の犁や種もみを伝えたといわれており、有益な技術の伝播に一役買っていました。このとき伝えられたといわれる犁の形は不明ですが、明治時代に本市内で考案された三塚犁は、東北地方へも伝わったことが知られています。

そして、富山の近代化を促したのもこうした売薬業と関連産業に携わる商人でした。彼らは、北陸初の電気事業用水力発電所である大久保発電所の設置をはじめ、銀行の設立や鉄軌道の敷設などさまざまな近代的事業に尽力しました。また、北陸の五大北前船主として知られる馬場家 9 代当主の妻はるが旧制富山高等学校の設立とヘルン文庫の誘致に多額の寄附を行ったほか、薬種商を営んできた中田家の当主中田勇吉（16 代清兵衛）も、富山市民芸館を寄附するなど、教育・文化の振興に多大な貢献をしました。



行商中の売薬人（昭和40年(1965)代）（富山市売薬資料館蔵）



ヘルン文庫

5 城下町から県都富山市へ

本市の中心市街地は、戦国時代に富山城が築かれ、江戸時代に城下町として都市化が進みました。近代以降も都市計画事業、そして富山大空襲後の復興を経て、まちの整備は常に進められてきました。

◆ 戦国動乱と富山築城

「外山（富山）」の地名が史料に初めて登場するのは、応永5年(1398)の吉見詮頼地頭職寄進状にある「外山郷」の記述です。外山郷は、現在の富山城址公園を含む中心市街地周辺を指すと考えられ、経済的に重要な地として、室町幕府の將軍家が直接支配しました。また、飛騨へつながる神通川と八尾地域へつながる井田川の合流点という地理的な重要性もあったとみられます。

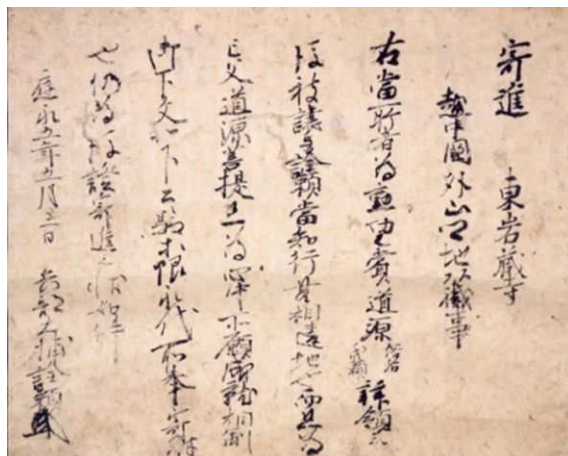
おうにん
応仁の乱以降、足利將軍家の影響力が徐々に弱まり、富山の地には射水郡・婦負郡の守護代であった神保氏が進出しはじめます。そして、天文12年(1543)頃、神保長職は、富山郷を含む太田保への進出の足がかりとして富山城を築きました。その後、越後の上杉謙信が富山城から長職を追い、一向一揆や武田信玄との抗争を経て、富山城は上杉方の支城となりました。

天正8年(1580)、織田信長の命を受けた佐々成政が、越中へ入国します。富山城を拠点とした成政は、上杉方の軍勢を駆逐し、同11年(1583)に越中を平定しました。こうして富山城は越中支配の中心となり、また城下に町場が形成されました。その後、羽柴秀吉による「佐々攻め」で城は破却されますが、町場そのものは維持されました。このときまでに形成された町場が江戸時代に繁栄する城下町の基礎になりました。

こうした戦国動乱のなか、安田城跡、中地山城跡、新庄城跡など多くの城が攻防の舞台となりました。

◆ 都市富山の発展（近世～近現代）

加賀藩2代藩主前田利長は、隠居後の慶長10年(1605)に金沢から富山へ移り、城下町の整備を進めました。加賀藩から富山藩が分立する



吉見詮頼地頭職寄進状
(富山市郷土博物館蔵)



万治年間富山旧市街図
(個人蔵、富山県立図書館寄託)

と、富山の町は十万石の城下町となり、城と城下の整備がさらに進められ、幕末まで続く町並みが整えられました。現在富山城址公園内に、富山城で唯一現存する建造物である千歳御門が建っています。

船橋は神通川によって南北に分断されていた富山町を結ぶ唯一の橋であり、北陸街道のルートでもありました。当時常設の船橋のなかで日本一の長さを誇り、全国に知られる名所でした。船橋は現存しませんが、橋のたもとに建てられた常夜灯は今も残り、当時の神通川と船橋の大きさを今に伝えます。

富山城下町は売薬業と関連産業により発展し、人口の増加も進みました。明治 22 年(1889)時点で本市は全国 14 番目の人口規模の都市でした。

明治時代後期に、神通川の改修・直線化の工事が進められ、市街地の構造が大きく変わりました。昭和時代初期の都市計画事業により旧流路を埋め立てたことで、旧城下町中心部と富山駅周辺がつながり、埋立地に富山県庁舎本館や富山電気ビルディングなど新しい近代的建造物が建ち並びました。

こうして発展を続けた富山市街地でしたが、昭和 20 年(1945)8 月 2 日未明の大空襲により多くの人命が失われ、市街地のほぼ全域が焼失する甚大な被害を蒙りました。しかし、壊滅的被害を受けながらも、戦災復興事業により、復興とともに新たなまちづくりが行われました。戦後の富山産業大博覧会で建てられた「富山城」は戦災復興期を代表する建造物です。



富山大空襲により炎上する富山市街
(米国国立公文書館(National Archives)蔵、342-FH-3A03914-59057AC)

第4章 文化財に関する既往の把握調査

1 これまでに実施された把握調査の状況

これまでに、本市の文化財を対象として、国や富山県、富山市（旧市町村含む）などによる把握調査が行われてきました（既往の把握調査一覧は資料編を参照）。

これら把握調査の状況を文化財の類型や地域ごとに分けると次のようになります。

【類型別・地域別把握調査状況一覧（令和8年（2026）8月現在）】

類 型		富山	大沢野	大山	八尾	婦中	山田	細入
有形文化財	建造物	○	○	○	○	○	○	○
	美術	○	△	△	○	○	△	△
	彫刻	○	△	△	△	△	△	△
	工芸品	○	△	△	△	△	△	△
	書跡・典籍	○	△	△	△	△	△	△
	古文書	○	△	△	△	○	△	△
	考古資料	○	○	○	○	○	○	○
	歴史資料	○	○	○	△	○	△	△
無形文化財		×	×	×	×	×	×	×
民俗文化財	有形の民俗文化財	○	○	○	○	○	○	○
	無形の民俗文化財	○	○	○	○	○	○	○
記念物	遺跡（埋蔵文化財含む）	○	○	○	○	○	○	○
	名勝地	○	○	△	△	△	△	△
	動物・植物・地質鉱物	△	△	△	△	△	△	△
文化的景観		○	○	△	△	△	△	△
伝統的建造物群		○	×	△	△	×	×	△
文化財の保存技術		×	×	×	×	×	×	×

○：おおむね調査済み、△：調査不足、×：調査未実施、－：該当なし

○ 類型別把握調査の現状と課題

- ・有形文化財（建造物）…全地域でおおむね把握調査ができています。
- ・有形文化財（美術工芸品）…考古資料以外の美術工芸品において、地域によって調査に偏りがあります。なお、自治体史等で美術工芸品に関する記載はあるものの、本計画での抽出・整理が不十分なものは調査不足としています。
- ・無形文化財…全地域で調査未実施です。
- ・民俗文化財（有形の民俗文化財）…全地域でおおむね把握調査ができています。
- ・民俗文化財（無形の民俗文化財）…全地域でおおむね把握調査ができています。
- ・記念物（遺跡）…全地域でおおむね把握調査ができています。
- ・記念物（名勝地）…大山・八尾・婦中・山田・細入各地域で調査が不足しています。
- ・記念物（動物・植物・地質鉱物）…動物は富山県が絶滅のおそれのある野生生物を調査するなど、各種調査が行われていますが、文化財の

としての把握は行われていません。植物・地質鉱物
はおおむね把握調査ができています。

- ・ 文化的景観…大山・八尾・婦中・山田・細入各地域で調査が不足しています。
- ・ 伝統的建造物群…大沢野・婦中・山田各地域で把握がされておらず、大山・八尾・細入各地域での調査が不足しています。
- ・ 文化財の保存技術…全地域で調査未実施となっています。

以上のとおり、特に富山地域以外の旧町村地域において調査不足の類型が散見されます。
また、調査から時間が経過しているものも多いです。

今回確認した把握調査以外に、本市の歴史文化に関する調査・研究の成果が数多く公表されています。今後、既往の調査・研究成果の確認や現地調査を進め、調査が不足している類型や地域の文化財を把握する必要があります。

第5章 文化財の保存・活用に関する将来像

1 文化財の保存・活用に関する将来像

(1) 各調査等における文化財に対する認識

本市の文化財の保存・活用に関する将来像を設定するにあたって、既往の調査等から、歴史文化や文化財に対して市民がどのような認識をもっているのかを確認します。

① 令和7年度(2025)市民意識調査

本市総合計画の施策に関する調査において、本市の歴史文化や文化財の保存・活用にかかわる施策の満足度は次の表のとおりでした。

【歴史文化・文化財に係る施策の満足度】

施策名	満足＋ほぼ満足の割合	不満＋やや不満の割合
伝統的文化・文化遺産の保全・活用	16.6% (14位)	11.6% (48位)
生涯学習の充実	23.6% (4位)	15.5% (43位)
地域・自治体としてのブランディングとシティプロモーション	11.4% (28位)	23.2% (22位)
シビックプライドの醸成	9.7% (32位)	21.0% (27位)
観光資源の創出・発信と受入体制の整備	13.2% (22位)	26.2% (13位)

「富山市民意識調査結果報告書」(令和7年(2025)8月)をもとに作成、表中の()は52施策内(補足項目を含む)の順位

歴史文化と文化財に最もかかわる施策である「伝統的文化・文化遺産の保全・活用」の満足度をみると、比較的満足度が高く、今後さらなる満足度の向上を目指す必要があります。ただし、「普通」という回答も多く、また、「わからない」という回答も一定数ありました。このことから、歴史文化や文化財が、市民にとって身近なものとして十分に認識されていない可能性が考えられます。

また、定住意識に関する質問に対し、今後も富山市に「ずっと住みたい」または「できるなら住みたい」と回答した人(全体の81.7%)のうち、住みたい理由として「地域になじみや愛着があるので」を挙げた人が56.6%と最も多くなっています。住んでいる地域に対する親しみや愛着は、定住を支える大きな要因であることが分かります。

こうした地域への愛着と大きくかかわる施策として、市民がまちに対して誇りをもつための「シビックプライドの醸成」や、地域の魅力を発信する「地域・自治体としてのブランディングとシティプロモーション」が挙げられます。また、「観光資源の創出・発信と受け入れ体制の整備」は地域資源を観光資源として活用し、地域の魅力を

発信する施策です。

本市の歴史文化や文化財の掘り起こしや魅力発信は、これらへの市民の関心を高めるとともに、シビックプライド醸成やシティプロモーション、観光資源創出にも有効と考えます。

② 指定等文化財所有者アンケート（令和5年度(2023)）※詳細は資料編参照

令和5年度に実施した指定等文化財所有者アンケートで次のことが分かりました。

- ・文化財の保存・活用に関する課題は、「維持管理や修繕にかかる費用負担が大きい」、「後継者がいないという問題を抱えている」、「防災・防犯対策の負担が大きい」、「行政等の支援情報が不足している」が多かった。
- ・今後の文化財活用について、半数あまりの人が活用を考えており、その理由として多いのは「文化財の価値を地域住民に知ってほしいから」、「富山市の歴史や文化を市内外の人たちに知ってほしいから」であった。このことから情報発信の必要性を感じている人の多いことが分かる。
- ・「積極的な活用はしたくない」または「活用は考えていない」の割合も高く、その理由として多いのが「来訪者への対応ができる整備がないから」、「文化財の所在地が広く知られることで、盗難やいたずらの恐れがあるから」であり、防犯を含む整備の不十分さが活用困難の要因であることが分かる。

③ 富山市文化財保存活用地域計画策定のためのワークショップ（令和6年度(2024)）

「常願寺川・神通川にまつわる歴史文化ストーリーを考えよう」※詳細は資料編参照

このワークショップは、上記河川をテーマに歴史文化ストーリーや関連文化財群を設定し、その保存・活用のアイデアを出し合いました。

本市文化財の保存・活用の今後の取組について、ワークショップおよび開催後のアンケートから次のような課題やアイデアが出されました。

【文化財保存・活用に関する課題やアイデアについて（要約）】

- ・デジタル技術を使った情報発信
- ・文化財を活用した新しい観光ルートやガイドツアー、スポーツレクリエーション
- ・学校との連携などにより、子どもたちに文化財の魅力を伝える
- ・官民協力体制の構築が必要
- ・各地域の交流
- ・各地域の文化伝承を集め、記録する

（２）関連計画に記載された文化財の保存・活用に関する課題・方針

本計画の上位計画は、文化財に関する課題・方針について次のとおり記載しています。

まず、第２次富山市総合計画は、施策「伝統的文化・文化遺産の保全・活用」を、「富山の文化的アイデンティティー（富山らしさ）を再確認し、次の世代に伝える魅力ある文化を創造するため」のものと位置付けています。

次に、第３期富山市教育振興基本計画は、重要文化財建造物等、歴史的建造物の活用整備や史跡整備の必要性のほか、文化財の総合的把握と次世代への継承を課題に挙げ、「文化遺産等の保存活用」、「文化財調査の実施」、「史跡整備の実施」を施策方針としています。また、「人文系博物館の展示・普及活動の充実」及び「科学博物館の展示・普及活動の充実」も施策方針に掲げています。

（３）本市の将来像とそこに込められた思い

前節までをまとめると次のことが言えます。

- ・本市の歴史文化や文化財を発掘し、その魅力や「富山らしさ」を発信することは、シビックプライドの醸成や観光資源創出などに有効である。
- ・本市の歴史文化を発信する場である博物館の展示・普及活動の充実が必要である。
- ・文化財を次世代に継承するための協力体制を整える必要がある。

これらのうち「富山らしさ」について、歴史文化の特性は地域の特性、地域らしさを表すものです。したがって、本市全体の「富山らしさ」を示すために、各地域の歴史文化や文化財を総合的にとらえ、つなげて提示する必要があると考えます。

以上のことから、本計画では文化財の保存・活用に関する本市の将来像を次のとおり定めます。

将 来 像

歴史文化でつながり、「富山らしさ」あふれるまち

《将来像への思い》

本市は市域が広く、各地域に特色ある歴史文化と文化財があります。それらはそれぞれに「つながり」があり、全体で「富山らしさ」をつくっています。また、本市の歴史文化は今のわたしたちの暮らしにも「つながって」います。

こうした「富山らしさ」の魅力や、歴史文化が今の暮らしと「つながって」いるという意識を市民が共有し、シビックプライドが育まれることで、文化財と、文化財を大切にする気持ちを未来に「つなげ」、より一層「富山らしさ」あふれるまちにしていくことを目指します。

2 将来像を実現するための方向性

この将来像を実現するため、以下の3つの方向性に分け、文化財の保存・活用の課題・方針・措置を第6～8章に示します。

方向性Ⅰ 歴史を辿り、守りつなぐ文化財（調査・保存）

本市の歴史文化や文化財に関する調査を通じて文化財の歴史的価値を把握するとともに、文化財を適正に保存・管理し、次世代へとつなげます。

方向性Ⅱ 「富山らしさ」を伝え、今を^{いろど}る文化財（活用）

文化財の活用を促進することで、本市の歴史文化（＝「富山らしき」）の魅力を普及発信するとともに、観光振興や地域振興に貢献します。

方向性Ⅲ 共につなぐ文化財（継承・担い手づくり）

市民とともに、本市の歴史文化を共有し、連携体制を整え、みんなで文化財を支えます。

第6章 文化財の調査・保存に関する課題・方針・措置 ～歴史を辿り、守りつなぐ文化財～

1 方向性Ⅰ「歴史を辿り、守りつなぐ文化財（調査・保存）」実現のための 現状・課題

方向性Ⅰ「歴史を辿り、守りつなぐ文化財（調査・保存）」は、本市の歴史文化や文化財に関する調査を通じて文化財の歴史的価値を把握するとともに、文化財を適正に保存・管理し、次世代へつなげることを目指しています。この方向性の実現にあたって、以下の課題が挙げられます。

（１）文化財の調査と評価に関する現状・課題

課題Ⅰ―①―１ 指定等・未指定文化財ともに、把握調査・詳細調査を進める必要がある。

本市の文化財は、無形文化財や文化財の保存技術の調査が未実施のほか、富山地域以外の地域において美術工芸品や名勝地、伝統的建造物群などの調査が未実施または不足している類型がみられます。また、すでに把握調査が行われていても、調査から時間が経過しているものが多く、文化財の現状が不明なものも多くあります。

指定等文化財は、合併前の旧市町村時代に指定されたものが多く、指定基準が異なっていたり、指定から時間が経過したりしていることから、調査・研究を進め、さらなる価値付けを行う必要があります。

また、本市の歴史文化の魅力や価値の発信を進めるため、歴史文化に関する一層の調査・研究が必要です。

課題Ⅰ―①―２ 評価が定まった文化財について指定等により保護を促進する必要がある。

調査を進め、指定等の条件を満たすと評価された文化財の指定等を行うことにより、保護を促進する必要があります。

また、地域を特徴づける景観資源は、自然的景観や歴史的景観など地域固有の景観を構成する要素でもあり、本市は景観法や富山市景観まちづくり条例に基づく景観重要建造物等の制度があることから、それらの指定を進めていくことが必要です。

（２）文化財の保存・管理に関する現状・課題

課題Ⅰ―②―１ 計画的な保存・管理が必要である。

文化財の種類は多岐にわたり、文化財が持つ特性や保存環境はさまざまであることから、個々の文化財に合わせた保存・管理が求められます。特に指定等文化財は永続的な

保存を目標にその整備や活用を進めていくため、計画的な実施が必要です。

課題Ⅰ—②—2 保存整備への支援が必要である。

令和5年度(2023)に実施した指定等文化財所有者アンケートによれば、回答した人の30%が「維持管理や修繕にかかる費用負担が大きい」と回答しており、19%が「行政等の支援情報が不足している」と回答しています。

文化財の適切な保存整備を進めていくには多額の経費を要することから、所有者に対する金銭的補助や支援に関する情報提供などが求められています。

(3) 文化財の防災・防犯に関する現状・課題

課題Ⅰ—③—1 防災・防犯対策が必要である。

令和6年(2024)1月に発生した能登半島地震は、本市の複数の文化財に被害を及ぼしました。このうち旧森家住宅は耐震対策工事を行う前に被災し、対策済みであった隣家の旧馬場家住宅に比べて大きな被害を受けたことは、耐震対策がいかに重要であることを物語っています。

くわえて、近年は毎年のように集中豪雨が発生するなど、自然災害による被災の危険性はますます高まっており、対策が必要です。

また、火災や盗難など人的災害も近年全国的に発生しています。火災等により一度滅失してしまえば、回復することは不可能であることから、日頃から所有者・地域住民・行政が連携し防災訓練を行うなど、防火・防犯の対策に努めなければなりません。

課題Ⅰ—③—2 防災・防犯にかかる支援、体制整備が必要である。

文化財の防災・防犯設備の設置などは多額の経費を要することから、所有者の負担が大きく、指定等文化財所有者アンケートでも20%が「防災・防犯対策の負担が大きい(金銭面も含めて)」と回答しています。また、現在の防犯・防災対策について、「特に何もしていない」という回答が半数以上を占めました。こうしたことから、所有者に対する金銭的補助や支援に関する情報提供などが求められています。

あわせて、万が一災害が発生し、文化財が被災した場合、その復旧に多くの人手や専門家による調査などが必要となります。こうしたことから、国や県、関係民間団体等との連携、協働のための体制を整備する必要があります。

2 方向性実現のための方針

以上の課題をふまえ、方向性実現のため、次の方針のもと取組を進めます。

(1) 文化財の調査と評価に関する方針

文化財の調査と評価に関して、未指定文化財のさらなる調査と評価が定まった文化財の指定等を進め、保護を促進するため、次の2つの方針を定めます。

方針Ⅰ―①―1 文化財の把握調査・詳細調査の推進

無形文化財や富山地域以外の美術工芸品など把握調査が必要な類型について、既往の調査・研究成果の確認や現地調査を行い、把握を進めます。また、すでに把握調査が行われたものについても、調査から時間が経過しているものについて現状確認を行います。

指定等文化財および本市の歴史文化に関する調査・研究を進めます。

方針Ⅰ―①―2 指定等による文化財保護の促進

指定等の条件を満たすと評価された文化財について、市指定や国登録への提案を進めます。また、地域を特徴づける景観資源について、景観法や富山市景観まちづくり条例に基づき、景観重要建造物等への指定を進めます。

(2) 文化財の保存・管理に関する方針

文化財の保存・管理に関して、計画的な実施と支援が必要なことから、次の方針を定めます。

方針Ⅰ―②―1 計画的な保存・管理の推進

指定等文化財の保存活用計画作成を進めるとともに、適切な保存・管理を推進していきます。

方針Ⅰ―②―2 保存整備への支援の推進

指定等文化財の保存整備に対する助言や補助金交付等の支援を行うほか、未指定文化財も含め保存整備に関する支援情報の発信や助言を行います。

(3) 文化財の防災・防犯に関する方針

文化財の防災・防犯に関して、対策の実施と実施のための支援および体制整備が必要なことから、次の方針を定めます。

方針Ⅰ—③—1 防災・防犯対策の実施の推進

指定等文化財の防災・防犯対策の整備を計画的に進めるとともに、文化財所有者・地域住民・行政が連携し防災訓練を行うなど、防火・防犯対策に努めます。

方針Ⅰ—③—2 防災・防犯対策のための支援と体制整備の推進

指定等文化財の防災・防犯設備の整備に対し支援を行います。また、災害発生時に関係機関と速やかに連携、協働できるよう体制を整備します。

3 方向性実現のための措置

前述の方針に基づき、以下の措置を実施します。

なお、以下の措置は、市費、県費、国費（文化財補助金、地域未来交付金等）、その他民間資金等を活用しながら進めます。

また、取組主体の「行政」は、第10章に記載の課・施設が主として取り組みます。なお、事業の期間は、本計画期間である令和9年度(2027)から15年度(2033)までを示していますが、終期が令和16年度(2034)以降のものも含みます。

これらは次章以降の措置も同様です。

(1) 文化財の調査と評価に関する措置

措置Ⅰ—①—1 文化財の把握調査・詳細調査の推進

No.	措置名	概要	取組主体 ◎…中心となって取り組む主体 ○…協力する主体					期間	
			市民・地域	所有者（保存会含む）	団体	専門家	行政	前期 R9-11 (2027-29)	後期 R12-15 (2030-33)
1	【新規】未指定文化財現状調査	文化財リストに掲載されている文化財の現状を順次調査する。		○		○	◎		
2	【新規】未調査文化財の把握調査	既往の把握調査で把握されていない文化財のうち、無形文化財や富山地域以外の美術工芸品などの把握調査を行う。		○		○	◎		
3	発掘調査の実施	埋蔵文化財包蔵地や史跡等について、発掘調査を行う。		○	○	○	◎		
4	博物館資料の収集・調査	展示をはじめとする研究成果発信の充実を図るため、博物館資料や文化財の収集・調査を進め、本市の歴史文化の情報を深化させるとともに、各博物館の分野に基づき未指定文化財の新たな把握を行う。	○	○		○	◎		
5	指定候補文化財の調査・検討	未指定文化財のうち、指定候補となるものについて調査・検討を行う。		◎		◎	◎		

措置Ⅰ―①―2 指定等による文化財保護の促進

No.	措置名	概要	取組主体 ◎…中心となって取り組む主体 ○…協力する主体					期間	
			市民・地域	所有者（保存会含む）	団体	専門家	行政	前期 R9-11 (2027-29)	後期 R12-15 (2030-33)
6	文化財調査審議会の開催	文化財の市指定など、文化財の保存および活用に関する重要事項について調査審議し、委員会に建議する。				◎	◎		
7	文化財の指定・登録の推進	調査・検討の結果、指定等文化財の要件を満たすものについて、市の指定や国登録への提案を行う。		◎		◎	◎		
8	景観重要建造物、景観重要樹木、景観まちづくりの宝物の指定	景観法、景観まちづくり条例に基づき、貴重な景観資源を指定することで、保全や活用を推進するほか、その価値を広く周知しシビックプライドの醸成や本市の魅力向上につなげる。		◎		○	◎		
9	景観まちづくり推進区域の指定	特徴あるまち並みや歴史的建造物が集積する地域で、周囲の景観と一体をなした歴史的景観の保全・形成が必要とされる区域などを景観まちづくり推進区域に指定する。	○				◎		

（2）文化財の保存・管理に関する措置

措置Ⅰ―②―1 計画的な保存・管理の推進

No.	措置名	概要	取組主体 ◎…中心となって取り組む主体 ○…協力する主体					期間	
			市民・地域	所有者（保存会含む）	団体	専門家	行政	前期 R9-11 (2027-29)	後期 R12-15 (2030-33)
10	【新規】保存活用計画の作成	指定等文化財の保存活用計画の作成を進める。		◎		○	◎		
11	指定等文化財の保存整備	指定等文化財を適切に保存し、必要な修理等を行う。		◎		○	◎		
12	史跡・天然記念物等記念物の維持管理	市が所有または管理する史跡・天然記念物等、記念物の草刈・清掃・剪定等を行い、適切な維持管理や環境整備に努める。	○	○		○	◎		
14	安田城跡歴史の広場の再整備	市民に歴史学習や憩いの場を提供する史跡公園として適切に維持管理するため、老朽化している安田城跡歴史の広場の再整備を行う。				○	◎		
15	博物館資料保存管理の調査研究	博物館資料の適切な保存管理のため、収蔵品の整理や調査研究を進める。					◎		

措置Ⅰ―②―2 保存整備への支援の推進

No.	措置名	概要	取組主体 ◎…中心となって取り組む主体 ○…協力する主体					期間	
			市民・地域	所有者（保存会含む）	団体	専門家	行政	前期 R9-11 (2027-29)	後期 R12-15 (2030-33)
16	指定等文化財の保存整備への支援	所有者等による指定等文化財の保存整備の実施に対し、行政が助言や補助金等の支援を行うことで、適切な保存管理を推進する。		◎		○	◎		
17	文化財保存整備に関する支援情報の発信	文化財の保存整備に関する支援情報を発信する。					◎		
18	景観まちづくりアドバイザーの派遣	歴史建築や色彩、コミュニティデザインなどの有識者を「景観まちづくりアドバイザー」として登録し、景観まちづくり等について、専門的観点から助言を行う。	○			○	◎		

（３）文化財の防災・防犯に関する措置

措置Ⅰ—③—１ 防災・防犯対策の実施の推進

No.	措置名	概要	取組主体 ◎…中心となって取り組む主体 ○…協力する主体					期間	
			市民・地域	所有者（保存会含む）	団体	専門家	行政	前期 R9-11 (2027-29)	後期 R12-15 (2030-33)
19	【新規】防災・防犯計画の作成	指定等文化財の保存活用計画の作成にあたり、防災・防犯に関する計画を記載する。		◎		○	◎		
20	指定等文化財の防災・防犯設備の整備	旧森家住宅（国指定）をはじめ指定等文化財の防災・防犯設備の整備を進める。		◎		○	◎		
21	防火訓練等の実施	1月26日の「文化財防火デー」などにあわせ、指定等文化財や博物館等施設の防火設備の点検や防火訓練等を行う。	○	◎	○		◎		

なお、これらの取組については『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』、『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』を参考にしながら進めていきます。

措置Ⅰ—③—２ 防災・防犯対策のための支援と体制整備の推進

No.	措置名	概要	取組主体 ◎…中心となって取り組む主体 ○…協力する主体					期間	
			市民・地域	所有者（保存会含む）	団体	専門家	行政	前期 R9-11 (2027-29)	後期 R12-15 (2030-33)
22	指定等文化財の防災・防犯設備の整備支援	所有者等による指定等文化財の防災・防犯設備の整備に対し、行政が助言や補助金等の支援を行う。		◎		○	◎		
23	文化財ドクター・レスキュー事業との連携	災害発生時、文化財防災センターや県と連携し、文化財ドクター・レスキュー事業推進に取り組む。	○	○	○	◎	◎		

第7章 文化財の活用に関する課題・方針・措置 ～「富山らしさ」を伝え、今を彩る文化財～

1 方向性Ⅱ「「富山らしさ」を伝え、今を彩る文化財（活用）」実現のための現状・課題

方向性Ⅱ「「富山らしさ」を伝え、今を彩る文化財（活用）」は、文化財の活用を促進することで、本市の歴史文化や文化財、そして「富山らしさ」の魅力を普及発信するとともに、観光振興や地域振興に貢献することを目指しています。この方向性実現にあたって、以下の課題が挙げられます。

（1）文化財の活用に関する現状・課題

課題Ⅱ－①－1 文化財の活用を進める必要がある。

文化財を次世代へ継承し、長く保存していくために、文化財の活用を進め、市民が本市の歴史文化に触れる機会を増やすことなどにより、その価値を広く普及する必要があります。また、文化財の活用はまちの活性化にもつながります。

本市は、浮田家住宅や安田城跡などの文化財建造物や史跡を所有しており、これらの公開や活用を推進する必要があります。

課題Ⅱ－①－2 観光資源としての文化財の魅力向上及び活用が必要である。

第2次富山市総合計画は「観光資源の創出・発信と受入体制の整備」を施策の一つとしています。本市の文化財を観光資源として活用を促進するため、本来の文化財の魅力をさらに高める効果的な活用や発信、ブランドイメージの向上などの取組が求められます。

課題Ⅱ－①－3 積極的な活用を推進するため、効果的な整備が必要である。

文化財を保存しながらなおかつ有効な活用を進めていくため、その活用方法の十分な検討とともに、活用上必要な整備を進めていく必要があります。

また、指定等文化財所有者アンケートの結果から、整備の不十分さが活用困難の要因の一つであることが分かっています。

（2）博物館等施設の活動に関する現状・課題

課題Ⅱ－②－1 博物館等施設の展示・普及活動の充実、機能強化による魅力向上が必要である。

本市の歴史文化や文化財を紹介する博物館等施設は、調査・研究をふまえた展示活動や普及活動を行っており、より質の高いものを提供するため活動の充実化が求められて

います。

また、観覧者の利便性向上や来館促進のための取組や施設の整備などによる魅力向上が必要です。

(3) 情報発信に関する現状・課題

課題Ⅱ－③－1 さらなる情報発信が必要である。

文化財にどんなに魅力や価値があっても、それを発信しなければ、その大切さは伝わりません。情報発信は、文化財所在地での案内、市民をはじめ県内外への幅広い発信、対象者のニーズにあわせた発信などさまざまな方法があり、それぞれに適した方法を推進していく必要があります。

課題Ⅱ－③－2 効果的な情報発信の整備が必要である。

現在、本市の文化財や歴史文化を総合的に紹介するウェブサイトがありません。あらゆる人が文化財に関する必要な情報を簡単に入手できるよう、デジタル技術等を活用した情報発信の整備が必要です。

2 方向性実現のための方針

以上の課題をふまえ、方向性実現のため、次の方針のもと取組を進めます。

(1) 文化財の活用に関する方針

文化財の活用に関して、活用の推進や観光資源としての魅力向上、効果的な整備などが必要なことから、次の方針を定めます。

方針Ⅱ－①－1 文化財の活用の推進

浮田家住宅や安田城跡など、本市所有の文化財建造物や史跡の公開や活用を推進します。

方針Ⅱ－①－2 観光資源としての文化財の魅力向上及び活用の推進

本市の歴史文化にまつわるストーリーをふまえた文化財の活用を進めるほか、文化財のもつイメージを活かした観光資源を創出するなど、観光資源として文化財の魅力を向上・発信し、活用を推進します。

方針Ⅱ－①－3 文化財活用のための整備の推進

旧米田家住宅をはじめとする岩瀬地区（東岩瀬）の廻船問屋建造物や、呉羽丘陵フットパス周辺にある文化財や自然景観を活用する上で必要な整備を進めていきます。

また文化財の活用や活用のための整備に関する支援情報を発信します。

(2) 博物館等施設の活動に関する方針

博物館等施設に関して、展示・普及活動の充実化や施設整備・機能強化による魅力向上が必要なことから、次の方針を定めます。

方針Ⅱ－②－1 博物館等施設の活動の充実および施設整備等の機能強化

博物館等施設の展示・普及活動の充実を進めるとともに、孫とおでかけ支援事業などの来館促進や、利便性向上のためのキャッシュレス決済導入のほか、施設の再編・整備を進め魅力向上を図ります。

(3) 情報発信に関する方針

情報発信に関して、発信のさらなる推進と効果的な発信のための整備が必要なことから、次の方針を定めます。

方針Ⅱ－③－1 情報発信の強化

文化財説明案内板による現地での発信や調査研究成果の報告書作成、それぞれの文化財にあわせたウェブによる発信にくわえ、関連文化財群の追加設定を目指すなど情報発信の強化に努めます。

方針Ⅱ－③－2 デジタル技術を活用した情報発信の整備推進

本市の文化財に関する情報を容易に入手できるよう、デジタル技術等を活用した情報発信の整備を進めます。

3 方向性実現のための措置

前述の方針に基づき、以下の措置を実施します。

(1) 文化財の活用に関する措置

措置Ⅱ－①－1 文化財の活用の推進

No.	措置名	概要	取組主体 ◎…中心となって取り組む主体 ○…協力する主体					期間	
			市民・地域	所有者 (保存会 含む)	団体	専門家	行政	前期 R9-11 (2027- 29)	後期 R12-15 (2030- 33)
24	市所有文化財建造物の公開等活用	奥山廻役の邸宅浮田家住宅（国指定）や、廻船問屋の町家である旧森家住宅（国指定）及び旧馬場家住宅（国登録）を公開し、また市民の文化活動に供することで、市民や観光客が本市の歴史文化に触れる場とするとともに、賑わいの創出につなげる。	○		○		◎		
25	史跡公園を活かしたイベントの実施	史跡公園として整備されている北代縄文広場、安田城跡歴史の広場、堀Ⅰ遺跡において、各史跡の特徴を活かしたイベントの開催や地元団体との連携を通して、郷土の歴史文化に触れる機会を創る。	◎		◎	○	◎		

措置Ⅱ－①－2 観光資源としての文化財の魅力向上及び活用の推進

No.	措置名	概要	取組主体 ◎…中心となって取り組む主体 ○…協力する主体					期間	
			市民・地域	所有者 (保存会 含む)	団体	専門家	行政	前期 R9-11 (2027- 29)	後期 R12-15 (2030- 33)
26	富岩水上ラインの運航	富岩運河水閘施設（中島閘門）（国指定）を含む富岩運河において、富山県と富山市で構成する「学習支援船運営委員会」が、滞在型観光の推進、賑わい創出のため、富岩運河を活用した運河クルーズ「富岩水上ライン」を提供する。運河クルーズでは中島閘門での水位調整「水のエレベーター」を体験することができる。			○		◎		
27	北前船日本遺産推進事業	平成30年5月に本市の「北前船寄港地・船主集落」が「日本遺産」へ追加認定されたことから「北前船寄港地・船主集落」のストーリーを活用し、関係自治体および関係団体と連携を図りながら広域観光を推進することにより、交流人口の拡大を図る。		○	◎		◎		
28	富山やぐぜんの普及推進	300年以上の歴史を有する「富山のくすり」（富山の売薬業など）の伝統を活かし、健康に良いとされる食材等を使用した「富山やぐぜん」の普及・啓発を行う。					◎		
29	歴史文化を巡るウォーキングツアー等の実施	本市の各所に残る文化財や歴史的名所、自然や景観など歴史文化の魅力を伝えるため、実際に現地を巡るウォーキングツアー等を開催する。			◎	○	◎		

措置Ⅱ－①－3 文化財活用のための整備の推進

No.	措置名	概要	取組主体 ◎…中心となって取り組む主体 ○…協力する主体					期間	
			市民・地域	所有者（保存会含む）	団体	専門家	行政	前期 R9-11 (2027-29)	後期 R12-15 (2030-33)
30	【新規】旧米田家住宅ほか岩瀬地区廻船問屋の活用整備	岩瀬地区の旧米田家住宅について、市民や地元の意見をふまえて活用方針を決定し、整備を進めることで、適切な保存と活用を図る。また同地区の旧森家住宅・旧馬場家住宅も含め一体的に活用のあり方を見直す。	○			○	◎		
31	呉羽丘陵フットパスの整備	呉羽丘陵の尾根に沿って設けられた散策路を「フットパス」として位置付け、城跡や古墳などの歴史遺産、雄大な立山連峰の眺望や里山の自然を楽しめるよう、案内サイン等の施設整備を進め、利用促進を図る。			◎		◎		
32	文化財活用に関する支援の情報提供	文化財の活用に関する支援情報を発信する。					◎		

(2) 博物館等施設の活動に関する措置

措置Ⅱ－②－1 博物館等施設の活動の充実および施設整備等の機能強化

No.	措置名	概要	取組主体 ◎…中心となって取り組む主体 ○…協力する主体					期間	
			市民・地域	所有者（保存会含む）	団体	専門家	行政	前期 R9-11 (2027-29)	後期 R12-15 (2030-33)
33	博物館等施設での展示開催	本市の博物館や資料館などの展示施設において、本市の歴史文化や文化財に関する展示や展示解説を行う。	○	○	◎	○	◎		
34	博物館等施設での普及活動	博物館資料を活かした体験活動等の普及活動を行う。			○	○	◎		
35	孫とおでかけ支援事業	高齢者の外出の機会を促進するとともに、世代間交流を通じて家族の絆を深めるため、また、地域の文化や歴史、科学や自然への関心を幅広い年齢層に広めることを目的に、祖父母と孫（ひ孫）が一緒に来場された場合に利用料・観覧料などを全額減免する。					◎		
36	富山市博物館等ガイドマップ作成	市内博物館等施設の概要がわかるガイドマップを作成・配布する。					◎		
37	キャッシュレス決済の実施	来館者の利便性向上および来館者数増加のため、博物館施設でのキャッシュレス決済を実施する。					◎		
38	施設整備（改修・照明LED化等）	施設・設備の適切な維持管理に努めるとともに、機能の充実や施設の長寿命化を図る。					◎		
39	（仮称）とやまくすりミュージアムの整備	富山のくすりの歴史と文化、精神を継承し、薬都の未来を市民とともに創造する「（仮称）とやまくすりミュージアム」の設置の準備・整備を進める。					◎		
40	新埋蔵文化財センターの設置	周辺に史跡王塚・千坊山遺跡群や牛滑天城遺跡が存在する旧音川小学校に、出土品収蔵機能と事務所機能を集約させた埋蔵文化財センターを移転し、出土品の活用などにより地域に開かれた文化財の保存活用を図る。	○				◎		
41	博物館等施設の整備方針の策定	本市博物館等施設の目指すべきあり方を検討し、施設再編の必要性の有無や各施設の整備の方向性を定め、博物館の機能充実と持続的なサービス提供を図る。	○			○	◎		

(3) 情報発信に関する措置

措置Ⅱ－③－1 情報発信の強化

No.	措置名	概要	取組主体 ◎…中心となって取り組む主体 ○…協力する主体					期間	
			市民・地域	所有者（保存会含む）	団体	専門家	行政	前期 R9-11 (2027-29)	後期 R12-15 (2030-33)
42	文化財説明案内板の設置・更新	市内の文化財説明案内板を適宜設置・更新し、本市文化財の情報の発信に努める。		○			◎		
43	調査・研究成果の公開	調査研究の成果を報告書等で公開する。			○	○	◎		
44	「富山のくすり」ブランド情報発信・医薬品宣伝対策	地域ブランドとしての「配置薬」に関する認知度を県内外において高め、配置薬の利用促進と新規顧客開拓を図る。また、「富山のくすり」を県内外の観光客に広く周知するため、富山空港等に宣伝物を提示する。			◎		○		
45	民俗民芸村収蔵品のデジタルアーカイブ化	民俗民芸村が所蔵する代表的な収蔵品をデジタルアーカイブ化しホームページで公開する。					◎		
46	薬業資料のデジタルアーカイブ化	売薬版画をはじめとする薬業資料の散逸防止とくすり関連施設の魅力創出のため、市民等が所有する本市にとって魅力のある薬業資料のデジタルアーカイブ化を行う。		○			◎		
47	歴史資料として重要な公文書および市町村史編纂資料の検索システムの提供	歴史資料として重要な公文書および市町村史編纂資料について、利用者がインターネット上で目録情報を検索・閲覧できるよう資料検索システムを提供する。					◎		
48	富山大空襲に関する遺品等資料のホームページへの掲載	富山大空襲の遺品や資料の収集について広報とやまや市ホームページ等で広く募集を行うとともに、専用ホームページ「富山大空襲の記憶」に掲載することで、戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝承する。		○	◎		◎		
49	ウェブサイトによる埋蔵文化財の情報発信	埋蔵文化財センターホームページや「インフォマップとやま」において、史跡・埋蔵文化財包蔵地の調査・研究成果の公開、普及事業や出版物の案内、遺跡保護のための手続き等について情報発信を行う。					◎		
50	【新規】関連文化財群及び文化財保存活用区域の追加設定	本市の歴史文化の特性に基づく、さらなる関連文化財群や文化財保存活用区域の設定を検討し、次期計画への追加を目指す。				◎	◎		

措置Ⅱ－③－2 デジタル技術を活用した情報発信の整備の推進

No.	措置名	概要	取組主体 ◎…中心となって取り組む主体 ○…協力する主体					期間	
			市民・地域	所有者（保存会含む）	団体	専門家	行政	前期 R9-11 (2027-29)	後期 R12-15 (2030-33)
51	【新規】文化財ウェブサイトの整備	本市の文化財や歴史文化の情報、関連文化財群の紹介、文化財に対する支援情報など、文化財に関する情報をWeb上で一元化するとともに、情報の充実を図る。		○			◎		